

# 令和 8 年度学習者用端末共同調達支援事業 業務委託仕様書

1 業務名 令和 8 年度学習者用端末共同調達支援事業業務委託

2 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

## 3 業務の目的

GIGA スクール構想の実現をめざし、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けて、1 人 1 台端末（以後「端末」という）の日常的な利活用を進めるとともに、端末の共同調達を行うための共同調達会議（「三重県 GIGA スクール構想推進協議会」）の円滑な運営等を行う。

## 4 業務内容

### (1) 令和 8 年度共同調達会議の運営支援

- 共同調達会議の実施にあたり、共同調達会議の事務局を担う三重県教育委員会事務局 小中学校教育課等に対し、コンサルティングを行うこと。  
（令和 8 年度は推進協議会を 3 回程度実施予定）
- 会議のファシリテーション及び進行、運営全般の支援を行うこと。
- 共同調達会議の実施にあたり、委員以外の助言者等を招聘する場合、必要に応じた報償費及び旅費（オンラインを除く）については委託に含む。

### (2) 端末共通仕様書の作成、共同調達会議が行う公告・審査等の支援

- 県が策定している共通仕様書をもとに、令和 9 年度以降の端末共通仕様書作成に向けて、事務局及び市町等教育委員会と十分に協議のうえ、機種ごとの OS 部会を実施し、共通仕様書を作成すること。  
（令和 9 年度は 3 市町、令和 10 年度は 3 市町が更新予定）
- 必要に応じてメーカーや販売事業者等の調整や他都道府県の共同調達事例等の情報収集を行うこと。
- 端末更新を予定している県内の市町等教育委員会に対し、端末の契約時期や利用開始時期等についての調査を行うこと。
- 文部科学省の公表資料等を基にした専用調査票を作成し、関係市町等教育委員会の状況と希望内容についてのヒアリングを行い、整理すること。
- 共同調達会議が行う公告・審査に向けた書類作成や運営等への助言及び支援を行うこと。（令和 9 年度は 3 市町が更新予定 公告・審査等の時期は未定）
- 審査会当日の運営支援を行うこと。
- 審査会の審査委員への事務連絡を行うこと。報償費及び旅費については委託に含む。
- その他審査関連事務全般について支援を行うこと。

### (3) 補助金関連業務の支援

- 市町等教育委員会が行う補助金の申請、実績報告の内容確認及び助言を行うこと。
- 市町等教育委員会からの補助金に関する質問への対応支援を行うこと。
- 市町が行う補助金申請及び実績報告の解説書を作成すること。

### (4) 市町等教育委員会における端末の契約及び納品、各種計画に関する支援

- 市町等教育委員会が行う契約及び納品について、市町等教育委員会の求めに応じて助

言を行うこと。

- ・市町等教育委員会が作成する各種計画（端末整備計画/ネットワーク整備計画/校務DX計画/一人一台端末利活用計画）について、内容及び進捗状況についてのヒアリング調査を行い、その調査結果を踏まえて、各種計画の更新に関する手引き（A4 20頁程度）を作成すること。
- ・市町等教育委員会が行う各種計画の更新および計画の実行について、支援を行うこと。

（5）県及び市町等教育委員会への研修等の実施

- ・共同調達等に関する市町等教育委員会からの問い合わせに対応するための電話およびメールの相談受付窓口を設けること。（原則平日 9 時から 16 時まで対応できること。窓口の開設期間については三重県と協議のうえ決定すること。）
- ・県及び市町等教育委員会への補助金の処理等に関する研修を実施すること。研修内容については三重県と協議のうえ決定すること。
- ・その他、県又は市町が求める共同調達等に関連する支援を実施すること。

（6）実施計画書の作成

- ・本業務の目的、内容、進め方について、県と受託者間で共有、合意するため、業務体制のほか、業務内容（1）から（5）に記載の全ての内容及び実施スケジュールを網羅する計画書を作成し、県に提出すること。なお作成した計画書は必要に応じて見直すこととし、更新の都度、県に提出すること。

（7）事業の進捗報告資料の作成

- ・（1）～（5）について、本事業の進捗報告資料の作成を行い、必要に応じて共同調達会議等に報告すること。  
月単位の活動報告として「業務進捗報告書」（様式任意）を翌月の 10 日まで（ただし、令和 9 年 3 月分は不要）に県へ提出すること。なお、「業務進捗報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。
- ・県教育委員会等への支援件数及び内容
- ・共同調達会議の進捗状況

## 5 契約上限額

金 8, 250, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 実績報告について

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和 9 年 3 月 24 日（火）までに紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合は PDF も可）で提出すること。

なお、「事業実績報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・県教育委員会等への支援件数及び内容
- ・端末利活用の活性化に向けたとりまとめ
- ・本事業の取組全体をまとめたもの

## 7 業務遂行体制

（1）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 8 特記事項等

(1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。

(2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。

(3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。

(4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(6) 受託者が(5)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

(7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県教育委員会に報告し、県教育委員会の指示に従うものとする。

(8) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県教育委員会に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。